

平成 22 年 3 月 11 日

入札参加者 各位

茨城県公営企業管理者

建設工事等における電子入札の全面導入について

茨城県企業局では、公共工事の入札における透明性の確保や競争性の向上、入札参加者における建設コスト縮減などを効率的に促進するため、電子入札の導入を段階的に進めてまいりました。

現在は、予定価格 1,000 万円以上の工事及び 100 万円を超える業務委託を対象に、電子入札を実施しておりますが、平成 22 年度以降はさらに対象範囲を拡大し、随意契約を除く全ての案件について、電子入札の対象とすることとしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成 22 年度中は入札参加者の環境整備や技術習得のための準備期間として紙入札を認めますが、平成 23 年度からは、真に「やむを得ない事由」(電子入札運用基準 7 - 1 例示参照)以外での紙入札は認めないこととしますので、入札参加にあたりご注意ください。

記

1 電子入札の対象とする案件

(1) 建設工事

現 行：予定価格が 1,000 万円以上となるもの

改正後：随意契約によるものを除く全てのもの 金額要件を撤廃

(2) 建設コンサルタント業務委託

現 行：予定価格が 100 万円を超えるもの

改正後：随意契約によるものを除く全てのもの 同上

2 適用年月日

平成 22 年 4 月 1 日以降に入札公告または入札通知を実施するすべての案件に適用します。

3 平成22年度における経過措置

平成22年度においては、電子入札に対応していない入札参加者に配慮するため、「茨城県企業局建設工事等電子入札運用基準」の「7 紙入札での参加を認める基準」に定める「やむを得ない事由」について、次の内容を認めます。

- ・電子入札に対応するための環境整備や技術習得等の準備を進めており、電子入札の利用者登録を未だ受けていない場合

なお、当該取扱いは平成22年度中に入札を実施する案件に限るものとし、平成23年度以降においては、当該事由による紙入札での入札参加を認めないこととしますので、入札参加にあたり十分ご注意ください。

(参考)電子入札運用基準に定める「やむを得ない事由」の例(同基準7-1及び7-3)

ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合

企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合

電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合

入札参加者側のシステム障害の場合